

日中サービス支援型共同生活援助事業の概要について

1 共同生活援助

- ・ 総合支援法に規定されている、障害福祉サービスの 1 類型。共同生活援助には、介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型の 3 類型がある。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(定義) 第五条十七

この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

2 日中サービス支援型共同生活援助

- ・ 重度の障害者への支援を可能とするため、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定で創設された新しいサービス類型。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針) 第二百十三条の三

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 日中サービス支援型共同生活援助に係る「協議の場」の設置について

- ・ 日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業所は、地域に開かれたサービスとすることにより当該サービスの質の確保を図る観点から、自立支援協議会等に対して報告し、評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとされている。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(協議の場の設置等) 第二百十三条の十

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

【解釈通知】(協議の場の設置等) 第二百十三条の十

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるものに対し、定期的に（少なくとも年 1 回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

4 短期入所の併設について

- ・ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の定員のほか、地域で生活する障害者の緊急一時的な支援等に応じるため、指定短期入所を併設するとされている。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(実施主体) 第二百十三条の七

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第114条に規定する指定短期入所を行うものとする。

【解釈通知】(実施主体) 第二百十三条の七

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の入居定員のほか、地域で生活する障害者の緊急一時的な支援等に応じるため、指定短期入所を行うこととしたものである。

5 社会生活上の便宜の供与について

- ・ 利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者と緊密な連携を図ることとされている。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(社会生活上の便宜の供与等) 第二百十三条の九

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

【解釈通知】(社会生活上の便宜の供与等) 第二百十三条の九

日中活動サービス等を利用できず、日中を共同生活住居で過ごす利用者の支援に当たっては、当該利用者の意向を踏まえた日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。

また、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、特定相談支援事業を行う者又は他の障害副サービス事業を行う者と緊密な連携を図ることとするものである。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談について

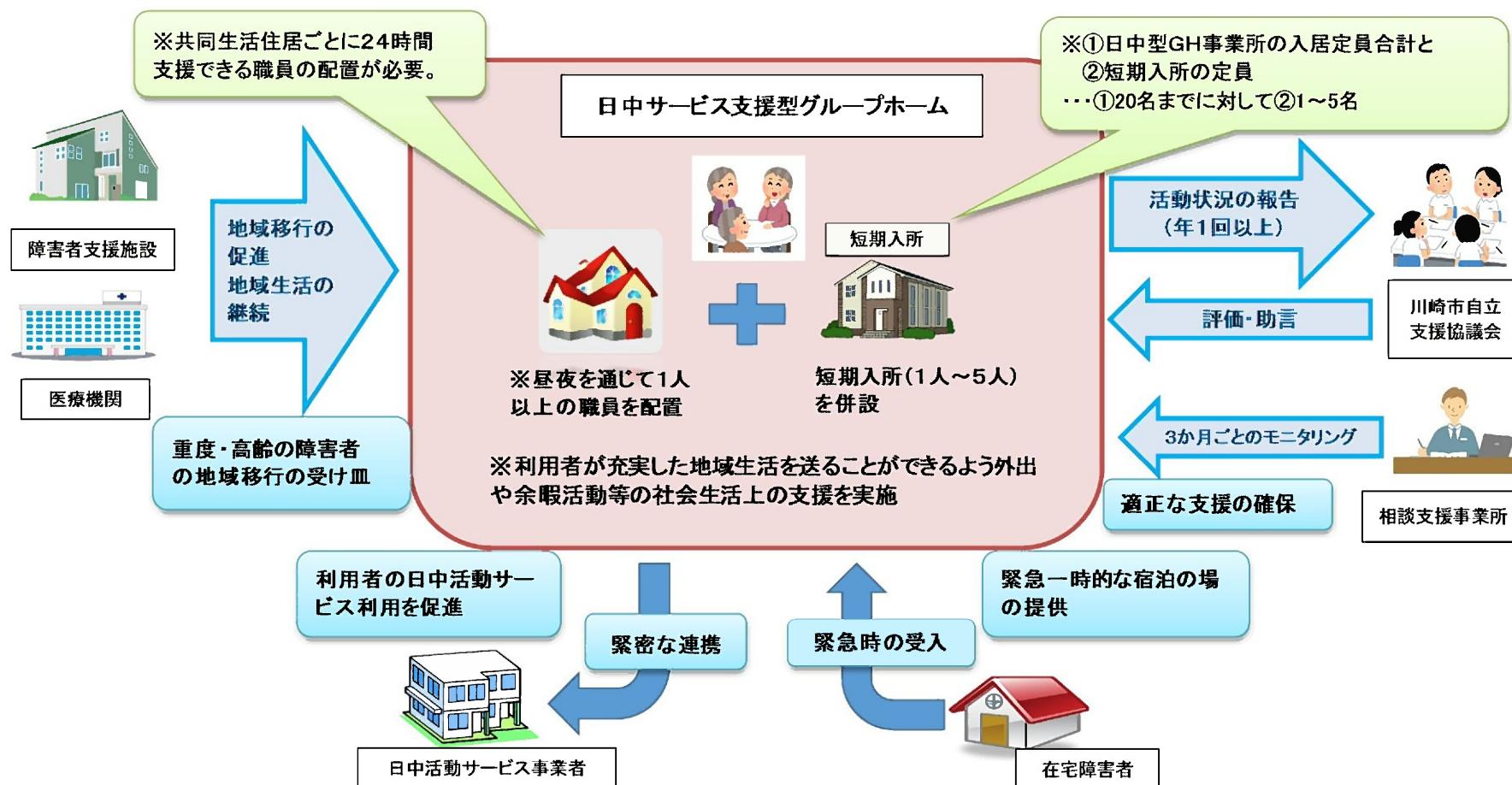
【解釈通知】(指定計画相談支援の具体的取扱方針) 第十五条第二項第八号

指定共同生活援助のうち日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者意思確認を適切に行うことから、モニタリング実施標準期間を他の類型の指定共同生活援助よりも短く3ヶ月間としているので留意すること。

また、適正な支援を確報する観点から、日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者と指定相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の指定特定相談支援事業者と連携して指定計画相談支援を提供するよう、併せて留意すること。

日中サービス支援型グループホーム

「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担う



川崎市地域自立支援協議会における日中サービス支援型共同生活援助の評価等について

1. 報告すべき主な内容

- ・別紙「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の実施状況等」参照

2. 評価内容及び評価の視点

	評価内容	評価の視点
1	健康管理を行うための医療機関等との連携について	想定される利用者が重度・高齢であること等から、他の類型以上に利用者の健康状態に対する配慮が必要となる。利用者の健康状態の変化を把握するための日頃の対応方法及び医療機関との連携体制について評価する。
2	相談支援事業所との連携について	サービスの性質上、事業所内で完結する恐れがあるが、利用者の意思確認を適切に行う必要があるため、客観的な視点を持つ相談支援事業所と連携し、サービスの質の向上に努めているかについて評価する。
3	日中支援の提供状況（外出や余暇活動等の社会生活上の支援を含む）について	日中時間帯を通所せずに共同生活住居内で過ごす利用者に対して、提供するサービスの種類、内容及び提供する時間帯に適切に従業者が配置されているか、また、外出や余暇活動等の支援が行われているかについて評価する。
4	充実した地域生活を送るための地域等との交流について	共同生活援助の支援は、利用者に対して地域との交流を図ることにより社会との連携を確保するものではないことから、利用者の生活が共同生活住居内のみで完結しないよう、地域との交流につながる取り組みがあるかについて評価する。
5	苦情を受け付けるための体制の確保及び苦情解決の対応について	苦情は利用者またはその家族等からの意見であるという考えを持ち、苦情を受け付けるための体制の確保状況及び受け付けた苦情を解決するための対応方法について評価する。
6	虐待防止の取組みについて	日中時間帯も事業所内で支援を行うことが多い類型となることから、他者の視点が入りにくく、虐待が発生しても発見しにくいことが想定されることから、事業所として虐待防止対策をどのように講じているのかについて評価する。
7	短期入所の実施状況について	併設する短期入所の稼働状況（過度に稼働率が低い等）について評価する。
8	行政機関による指導監査の状況について	事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守する必要があることから、行政機関による指導監査が実施された場合には、その指摘事項についてどのように対応を講じているのかについて評価する。
9	権利擁護の取組みについて	利用者の人権を尊重し寄添う支援を行う必要があることから、事業所として利用者の金銭管理等も含め成年後見人制度の利用の取組みがあるかについて評価する。

10	災害対策の取組みについて	自然災害（台風、豪雨、地震）や火災等の災害が頻発していることから、事業所として利用者の安全を最優先としての避難方法や訓練をどのように講じているのかについて評価する。
11	運営に対する評価の取組について	自ら提供する日中サービス支援型共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図る取組みがあるかについて評価する。
12	その他	「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の実施状況等」において上記 1～9 以外に評価すべき事項がある場合に評価する。

Ver. 2(202010)

健康福祉局障害保健福祉部
障害計画課事業者指定担当

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の実施状況等

事業者(法人)名	ミナノワ株式会社		
事業所名	クライスハイム川崎神木事業所		
事業所住所	神奈川県川崎市宮前区神木二丁目9番5号		
指定(設置)日	令和4年3月1日		
住居数(ユニット数)	1	住居 (2 ユニット)
定員(全体／ユニットごと)	全体 12 人		
	ユニットあたり 6 人		
入居者数(全体／ユニットごと)	全体 12 人		
	ユニットあたり 6 人		
入居者数の内訳	障害種別ごと		障害支援区分ごと
	身体障害者 6 人	区分6 3 人	
	知的障害者 11 人	区分5 2 人	
	精神障害者 2 人	区分4 6 人	
	難病等対象者 人	区分3 1 人	
		区分2 人	
		区分1以下 人	
日中サービスの利用状況			
日中サービスの利用者数 3 人			
日中サービスを利用していない利用者数 9 人			
日中サービスを利用していない理由 生活介護、就労に通所しているため(半日のみの方や、週2~3日通所の方も含みます。)			
配置している従業者	※資格等がある場合には()に資格を記入		
管理者	1 人		
サービス管理責任者	1 人		
生活支援員	6 人 (保育士1名、初任者研修1名)
世話人	14 人 (介護福祉士1名)
夜間支援従事者	12 人 ()
上記以外に配置している従業者	いません		
※職種(資格)とその人数			
短期入所定員	1 人		
短期入所利用状況	指定日～現在 延べ 18 人		
運営方針	この事業所が実施する事業は、常時の介護を必要とする利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時の支援体制を確保し、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。		
医療機関との連携体制	訪問診療(つばさクリニック)、訪問調剤(清和調剤薬局)、訪問歯科(グレースデンタルクリニック)、医療連携訪問看護(エイド訪問訪問看護ステーション)、訪問PT・訪問看護(アットリハ宿河原、にじのわ訪問看護ステーション宮前)、訪問爪治療(ドクターネイル)		

相談支援事業所との連携体制	地域相談支援センターあんさんぶる、医療法人メディカルクラスタたまフレ!、生活支援センターきまつしー、地域相談支援センターボーポラス、計画相談センターいくおう、地域相談支援センターれもん、長尾福祉会計画相談事業所、地域相談支援センターふじみ、つつじ工房計画相談事業所、地域相談支援センターまいうえい、あおば地域活動ホームすてっぷ指定特定相談事業所、その他問い合わせ多数
日中支援の状況 ・個別支援計画の作成の有無 ・他の日中サービス利用状況	・個別支援計画書 有 入居時、3か月後、以後半年毎に更新 ・他の日中サービス利用 有 ACE16、あかしあ園、あーる工房、アシスト・ワーク神木、わーくす高津、長尾けやきの里、作業室あゆみ (他ショートステイ入居者 みずさわ、わかたけ作業所、すてっぷ)
活動状況 ・地域との交流の状況 ・家族との交流の状況 ・各種行事、イベント 等	・地域との交流 無 コロナ禍のため行っていませんが、隣に幼稚園があるため、コロナが落ち着いたら行事の見学等させて頂けるような交流が出来ればと考えています。 ・家族との交流 有 ・各行事、イベント 有 誕生会(年3回実施)、日帰り旅行(八景島シーパラダイス、帰宅先のない利用者さん対象)、プール遊び、花火遊び、七夕の飾りつけ(願い事)、クリスマス会、正月遊び、夏野菜栽培、誕生日の方がいる日の夕食にお楽しみメニュー実施
利用者及びその家族からの苦情 ・要望等の内容 ・要望等に対する対応 ・外部意見を取り入れる体制	・食事やトイレ介助の場面で職員が服装を変えていない事に不快感があると利用者家族より苦情(ご両親が介護福祉士) →当社が服装自由であることをご説明、また高齢者福祉と障害者福祉の違いについてご説明し納得して頂けた。 ・服装についての要望(暖かい服を着せて欲しい、重ね着させて欲しい、ズボン下を履かせて欲しい等) ご本人の希望と保護者の希望に相違がある場合はご本人の希望をご説明、それ以外は基本的にご要望通りの服装になるよう対応 ・支援方針決定に際し、計画相談員・ご家族・後見人・医師・看護師・等に相談しながら現時点での最良の支援の提供に取り組みました。
虐待防止に関する取組 ・研修の有無 等	(1)虐待の防止に関する責任者を選定し、設置すること。 (2)成年後見制度の利用を支援すること。 (3)事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4)利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
短期入所事業の実施状況 ・積極的に受け入れているか ・緊急利用に対応しているか	・入居された利用者さんの支援が落ち着くまではショートステイの稼働はしていませんでしたが、10月以降は積極的に受け入れを開始、9割以上稼働しています。 ・緊急利用に対応しています。急遽退院を言い渡され退院後の生活の場がない利用者様や2人暮らしだったお父様が急に亡くなられおひとりでの生活は困難な利用者様、現GHでの生活が他利用者様との関係性で困難となった利用者様等を緊急ショートステイで受け入れました。

行政機関による指導監査の状況	<p>指導監査の実施の有無 有（令和 年 月 日実施） <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>※有の場合：主な指摘内容</p>
権利擁護に関する取組 ・成年後見制度 ・金銭管理 等	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度 保護者が急に亡くなった利用者様、自己管理ができるとのことで入居されたが通帳の金額を使い切ってしまった利用者様等、計画相談支援員と連携し、後見に繋げました。 ・金銭管理等 11名立替金をお預かりしています。立替金で紙おむつ等の消耗品、洋服、寝具等、必要な買い物の代行等を行い、毎月請求書と一緒に立替金の使用実績をご家族等にお知らせしています。
災害対策に関する取組 ・避難訓練の実施 等	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回(8月、12月)実施
運営に対する評価の取組 ・自主的な評価の有無 等	<ul style="list-style-type: none"> ・入居時、ショートステイを繋いでいた方等、整容が出来ていない方が多かったですので、訪問美容を取り入れました。(くるりびさん、カットのみではなくカラー・やパーマも対応して下さる、本格的な訪問美容で毎月第3水曜日に実施。) ・社内の日中活動費を利用し、季節を感じられる飾りつけを毎月行っています。またプットイン等のジグ、ボールペン組み立て作業、150色の色鉛筆でのぬり絵、折り紙、パズル、ボードゲーム等、日中楽しめる活動の提供も行っています。
その他 ・その他、上記事項以外に実施している独自の運営、支援内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・初回勤務の世話人さんが支援で困ることが少ないよう、また支援の統一の為、業務表(細かいマニュアル)を作成しています。 ・誤薬防止のため、入居者さんの写真を服薬前に確認の際に使用しています。

Ver.3.0(202009)

※ [] のセルを入力すること

